

Title	江戸下肥取引について (社会経済史資料紹介)
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1940
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.34, No.11 (1940. 11) ,p.2193(99)- 2202(108)
JaLC DOI	10.14991/001.19401101-0099
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19401101-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

江戸下肥取引について

—(社會經濟史資料紹介)—

野村兼太郎

本誌第三十四卷第八號四一頁に關八州取締役の下肥取引下げの布令を紹介して置いたが、こゝにこれに關するその他の資料を紹介して、これが補遺としたいと思ふ。

當時江戸市民の排泄する糞尿が關東地方における重要な肥料であり、これを各地に配給する諸機關も自ら發生してゐたのである。汲取人に依つて汲取られた下肥は江戸の各河岸で肥船に運ばれた。前掲布令中にも示されてゐたやうに一艘分は大體五拾荷に定められてゐた。肥船は武州、總州等の各河川を利用して、各地に配給される。各地の河岸には下肥賣捌人があつて、これが下肥世話人を通じて各村に所用の肥料を配給するのである。

これらの下肥が各農村にとつて重要な肥料であつたために、自ら下肥掃除について價格を生じ、汲取の株のやうなものが發生するに至つた。最近まで東京近在の百姓が下肥を汲取り、その代償として畑で出來た野菜類を持參する慣習があつたが、徳川時代にあつては、それが家主又は差配人の役徳であつた。有名な瀧澤馬琴の日記のうちに

江戸の下肥取引について

下掃除について次ぎのやうな有用な記事がある。天保二年七月十八日の條に、

「晝時前、下そうぢのもの納茄子二百五十本持參。尤も納物之節は晝食被下候様、地主より被申越候由申之。然る處茄子三百納め可申處五十不足いたし候義いかかと、おみち(馬琴仲宗伯妻)を以尋ねさせ候へば、一人に付五十づゝのつもりに付、二百五十納候よし申之。此方人数小兒共七人に候間、是迄六人のつもりに干大根納め來り候。大根は三百本納候事承知に候哉と尋ねさせ候處、大根も二百五十本納め候つもり心得罷在候。十五歳以下は人数に入れ不申し申之。左候へば是迄より大根五十本不足に成候。茄子は是迄納候事も無之、此度新規の義に付、迷惑に致し候はゞ納るに不及、持歸り候様申付させ候處、大根の義三百本納可申、茄子も折角持參仕候間、百五十受取くれ候様申之、外々と同様の數に納め候はゞ格別、百五十に不足いたし候ては、いよく受取がたく候間、持かへり候様申付、不殘かへし遣し畢。」

これに依れば、下肥波取りの禮物として、その家に住んでゐる十五歳以上の者一人につき一年に大根五十本、茄子五十個の割合で提供する約束であつたらしい。唯馬琴の方では孫の幼兒二人を以つて大人一人に計算したところに異論が生じたのであつた。

かつ家主が自分の利益のために勝手に掃除人を變更し得たことは、同じ馬琴の日記に次ぎのやうに記してあるのを見ても推測することが出来る。

「右下そうぢのもの、是迄之もの解意にて、且大根も不足に候間、去寅(天保元年)十二月中、地主杉浦清太郎繼母取はからひ、下そうぢ取かへ候つもり、此度申付候そうぢ者は、干大根の外、夏に至り茄子一人前五十づゝ納可申し申之。此時人数六人と申談じ候て別に存寄も無之候はゞ、隣家常貞三軒組合、ねりま伊左衛門と申ものに申付度よし被申候間、任其意、常春よりそうぢ引かへ、右伊左衛門にとらせ候。然る處右伊左衛門義一ッ橋外明地前武家そうぢ取候に付、此方三軒の下そうぢは代りのもの差出し候よし、當三月中參り、其段聞届候也。」

右に依つても明かなやうに、下肥波取りの提供する代償は必ずしも一定してゐない。前述の論文に引用した法令中に、「江戸町々家主共下肥掃除代引上ケゆ由」とあるやうに、家主の方からいへば、少しでも利益のある方に波ませやうとしたのである。しかしこれだけならそれは自由競争であつて、所謂株にはなつてゐない。然るに次第にそれが一つの株のやうなものになつて來たのは、波取權が抽出されて、一種の抵當になつたり、賣買の對象となつたからである。

二

下肥波取りが家主又は差配の役徳であり、かつ多くの家をもつ場合には相當の利益を得ることが出来るために、波取權だけを他人に譲渡することが起る。最初に掲ぐるものは江戸神田小傳馬上町の差配糸治郎がその支配する長屋の下肥波取權を鳩ヶ谷村の清左衛門に五ヶ年間譲渡し、金貳拾八兩を得たものである。かくして清左衛門は該場所の下肥波取りの獨占權を得たわけである。その證文の全文は次ぎの如きものである。

下掃除賣渡し前金證文之事

「我等儀此度要金ニ差支候ニ付、貴殿江御頼申入、我等支配地面之内、當寅年正月己巳迄四ヶ年分金貳拾八兩ニ貴殿江賣渡し、則五人組立會、右代金不殘遣ニ請取申候所實正ニ御座候、然ル上は萬一類焼等之儀御座候ハ、家作建揃、人数元形ニ相口候迄年月送爲波取可申管之口對談ニ相違無御座候、若又當人退役致し候敷、又は何様之儀致出來候共、組合加判之者引受、右規定通急度相渡可申候、且又下掃除之儀ニ付、右年限中外々故障等申者御座候ハ、加判之者引請、前書對談之通り相渡切迄は決而外江は爲波取中間敷候、且右金外利足無之、五年限爲波取候儀ニ御座候、爲後日下掃除賣渡申五人組加判規定證文仍而如件、

嘉永七年寅正月日

神田小傳馬上町

道屋敷

假主 桑治郎

右加判人 久藏

鳩ヶ谷村

清左衛門殿

これに依れば萬一火災で類焼したやうな場合には、元通りに復するまでの期間だけ、五ヶ年から先に延長する約束で、正味五ヶ年間の汲取権を認めたのである。これに對する前金貳拾八兩が何人分に當るかは記載がないから解らないが、單に野菜物を贈る約束とは本質的に相違してゐることを認めなければならぬ。下肥に對し一定の貨幣的評價をなしてゐることになる。

この桑治郎が家屋所有者でなく、所謂差配人であつたことは、「若又當人退役致し候敷」とある文言に依つても推測出来るが、その場合の保障は五人組加判人の責任になつてゐる。やゝ心元ないやうに思はれるが、當時減多に差配の變更はなかつたから、あまり問題とすることもなかつたのであらう。

この場合下肥の汲取りは清左衛門自身がやつたものとは思はれない。金貳拾八兩の金融をなし得る大百姓の彼は單に汲取権を得て、その下肥を轉送し、賣却して利益を得るか、又は自家の小作地に供給し、小作人から肥料代を徴集したものであらう。馬琴の日記中に出て来る練馬村の伊左衛門とはやゝ性質を異にするやうである。當時の農村の文書中に、地主が種及び肥料を自家の小作人に供給し、その代金を徴收してゐる帳簿がある。もし清左衛門の如く、自ら下肥汲取権を獲得してゐるやうな場合には多くの利分が得られたことを推定するに難くない。

第二の證文も同じく清左衛門に關係あるものであるが、神田橋本町貳丁目家主勘左衛門がその支配長家一ヶ所の下肥汲取権を、これも五ヶ年季で近江屋おたみに賣渡した。おたみはこれを清左衛門に壹ヶ年貳兩を以つて預けたのである。證文の全文は次ぎの如くである。

下掃除場所下請預り證文之事

「貴殿御買取被成候橋本町貳丁目家主勘左衛門殿支配長家壹ヶ所下掃除、我等方江御預り申度段、御頼申入候得は、御承知被下候ニ付、則當寅年正月からル午年極月迄五ヶ年之間、樋ニ預リ申候處實正ニ御座候、然ル上は壹ヶ年分金貳兩之定ヲ以、右年限中益暮金壹兩宛賣殿方江急度相渡シ可申候、若心得違等之儀御座候ハ、何時ニ而も各場所御取上ケ可被成候、其之節ニ至リ一言之儀申間敷候、爲後日下掃除場所預證文仍而如件

清左衛門

前書之通我等下掃除當寅年正月からル午極月迄五ヶ年之間、貴殿江賣渡シ申候處、鳩ヶ谷村清左衛門殿方ニ而下受口致候趣御座候ニ付、承知致候、然ル上者右年限中我等ニ而聊故障之儀申間敷候、依之一同奥印證文仍而如件

橋本町貳丁目

借主 家主 勘左衛門

加判人 組合 小 兵 衛

近江屋おたみ殿

この賣り渡したのと預けたのと如何なる相違があるのかはつきりしない。預けた場合には預け主が何時でも取上げることが出来たが、賣り渡した時にはそれが出来ないといふやうな區別があつたのかも知れない。何れにしても下肥汲取権が家主にとつて相當の財産であつたことは明瞭である。馬琴が五十本の干大根について、角目立つて咎

江戸の下肥取引について

めてゐることも、それがかうした一つの財産と考へられてゐたものだからで、強ちに彼の性格が鄙吝であつたのみはいひ得なす。

三

かく下肥汲取權が轉賣され、従つて下肥の値段が高くならざるを得なかつた。終には一艘五十荷のものを三拾荷とし、これに水を割つて五十荷分として賣るやうな不正手段が行なはれ、肥料の利目が薄くさへなつたのである。上掲の證文は何れも嘉永年度のものであるが、勿論その以前から下肥汲取權の賣買は行なはれてゐたのであらう。殊に下肥の價格が上騰するにつれて一層多く行なはれたことであらう。前出の拙稿引用の法令には單に卯年とよりないので、明確に年月を推定し難いが、多分天保十四年ではないかと思はれる。即ちその以前から高騰して來た下肥について、同年二月に各村村から御勘定奉行に願ひ出て、天保十二年の値段の一割引下げを認可されてゐる。従つて前述したやうな不正が行なはれ、四月にその取締のために、該布令が發せられたものと思はれる。他方各村村では價格引下げの趣旨を勵行するために相談が行なはれ、勝手に競争して購入することを止め、さらに河岸受取値段を制定しやうとしたところ、紛争を生じ、翌弘化元五年に勘定奉行中坊駿河守廣風に訴へ出た。その結果翌弘化二巳年に賣捌値段を一割方引下げ、その値段書を各河岸の世話人宅へ張出し置き、他方肥船一艘につき判取帳登冊を作り、判取帳のない船との取引を禁じ、賣買毎に判を取らせ、不正の行なはれぬやうに吟味を嚴重にした。かつこれに違反し、闇取引をなす者は渡世を禁止する等嚴重な罰則をも規定した。次ぎに掲ぐるものは、下總國葛飾郡三輪野江村その他を中心とする武州・總州葛飾郡の村村の弘化二年九月の議定書である。

差上申再議定之事

一 御府内下掃除之義、近年追々高直ニ相成、都而肥物直餘被相口、田畑善肥不行屆、難儀至極仕候ニ付、實政度被仰渡候處ニ立戻候様仕度餘、去ル卯二月中御勝手御勘定、御奉行所江、近在領々奉願上候處、御札之上、町御奉行所江御引渡ニ相成、市中下肥元直段御取調之上、去ル丑年下掃除代金壹割通リ引下ケ、其餘高直場所は不同無之様別段掛合、引下ケ候様被仰渡、在町一統御請證文被仰付、全直下之御趣意相立、一同難有相心得、依而先在方々御屋敷様方并町方家主共江、親類好身之由を以被頼候坏と申、手入致候ものも有之候而は、直下ケ之御趣意空敷罷成候ニ付、去ル辰五月中、領々組合限り、村々小前登人別再議定致、關東御取締御出役様江差上置、同七月中領々一同立會之上、河々河岸直段取極候處、同暮中差繩筋出來、御勘定 御奉行

中坊駿河守様江及出訴、再應御吟味奉受候處、厚御利解之上、去ル丑年賣捌直段壹割通リ引下ケ、河岸々々直段取極置候通大帳ニ相認メ、下肥仲買人、賣捌人、世話人共印形取置、羅賣羅買等不致、已來混雜無之様可致旨被仰渡、難有奉承伏、右大帳江一同調印之上、牧野大和守様御奉行所江一件濟口證文奉差上候間、尙又今般改而左之通取極申候、
下肥壹艘ニ付
下總小金領流山村、加村、三輪野山村

正月代金三分貳朱ト五百文 武州二會領茂田井村、丹後村
二月代金壹兩ト五百文 右河岸々々直段

三月代金壹兩貳朱ト五百文

四月代金壹兩壹分六百文

五月代金壹兩壹分貳朱ト二百文

六月代金壹兩壹分貳朱ト六百文

八月代金壹兩ト百文

江戸の下肥取引について

江戸の下肥取引について

九月代金壹兩四百文

十月代金壹兩百文

一下肥賣捌方之義河岸々、世話人宅江直段書張出置、相違無之様賣買可致候事、
一下肥仲買人者之村方ハ船壹艘江判取帳寄册宛、村每名主押切印形致、相渡置、下肥積送り候節ハ判取帳江時々直段相附差
送り、買方之者印形いたし可申、萬一右判取帳所持無之船元銀ニ賣買(致)間敷候、尤月々役人方ニ而判取帳相致、直段相
違も有之候ハ、急度取斗可申候事、

但賣捌世話人無之、相對ニ而賣買いたし候村方も前同様可致候事

一下肥直段引下ヶ候上、買方之もの相對ニ而取極直段より高直ニ買請候者有之候(ハ)先直下ヶ之御趣旨相振候間、前書直段
之通急度買請可申、且代金捌方之義益暮兩度皆濟可致候、尤是迄秋拂ヒ仕來分は、八月晦日限り皆濟可致事、

一下肥直段引下ヶ候や不足積立候敷、又は不正之賣方致候もの有之候ハ、右渡世爲相止候様、取斗可申候事、
一江戸町下掃除場所、去ル卯年以來糶取候ハ、勿論、惡意之者ハ相頼汲取候ハ、急度元掃除人江差戻可申、若此上右體所
糶候者有之候ハ、糶取候場所ハ勿論、是迄仕來り候分共、下掃除渡世急度爲相止可申候事、

前書之通り再議定取極候上は、先般奉差上候儀、定書并今般相仕立大帳之趣、村毎小前尊人別儀定致置、以來無違失急度相
守可申候、爲後證再儀定書差上申候處仍而如件

弘化二巳年九月

武州葛飾郡

何村

小前 連印

村役人 連印

關東取締御出役

中山誠一郎様

ここに規定された下肥値段が各月それぞれ異なるのは如何なる理由か解らない。又七月・十一月・十二月の三ヶ月
を缺く理由も不明である。七月と十二月とは益暮だから下肥賣買を中止したとも考へられないことはないが、十一
月のないのは何故か。正月の價格が著しく安いのは十一・十二の兩月に取引がないために、下肥が多くなるからかと
も思はれる。さうすれば各月の價格が區區になつたのも、從來需要供給に依つて定められてゐた各月の價格をその
まゝにして、一樣に各月毎に一割方引下げたものと解することも出来よう。

この方法が實際にうまく運用されたかどうかといふ點になると、かなり疑問がもたれる。少なくともこの統制
方法が直ちに實行し得なかつたことは、この取り極めが前述の如く弘化二巳年九月に決定されてゐたにも拘らず、
翌午年四月までには未だ各村村の小前連印帳が提出されてゐなかつたばかりか、各村村に通達されてさへゐなかつ
た。即ち同年四月十三日付を以つて左の如き通知狀を出してゐる。

「別紙之通下肥直段再儀定書、村毎小前連印帳式册相認メ、壹册ハ其村役相預リ、一册ハ御取締中山誠一郎様江可差出、御
同人様被仰渡候ニ付、其處村々江は葛飾領惣代中御通達有之候旨相心得候處、未タ御通達無之趣ニ承知仕、私共御達
シ申上候間、其處村々并宿寄御村方下肥賣捌人中々、下肥世話人致遣し候處村々江、乍御世話各々様方御通達被成下、
當月廿日迄、別紙案書之通御認、三輪野江村新右エ門方江御届ヶ被爲成候ハ、私々中山誠一郎様江差上候様可仕候、右
之段御達申上度、此帳御口刻御廻し、留御返可被下候以上、

午四月十三日

三輪野江村

名主 新右衛門

采女新田

名主 宇内

三輪野山村・加村・流山村

江戸の下肥取引について

107

(11101)

猶申上下肥直段之儀、去ル巳年中於御奉行様御取極メ被下置候大帳、別紙大帳直段之通り御村、賣捌人中江御口、宅江是又御張置、右之通御差引被爲成候様御取斗可然奉存候、巳上

怠慢といへばそれまでだが、そこにこの決定に不賛成の者のあつたことを想像させる餘地がある。果たして四月廿日までに各村が連印帳を出したかどうか、未だその資料を發見しないから判明しない。この規定も相當立派に出来てはゐるが、あるひは他の徳川時代の諸規定同様に、實際には勵行し得ず、依然として間値段で取引が盛んに行なはれてゐたのではなからうか。

古版經濟書解題

一千六百十五年版ロバート・キール著『トレーズ・インクリリース』

高橋誠一郎

第十七八世紀の交に於いて、東印度貿易に由つて喚起せられた論戰が經濟思想發達の上に深甚なる影響を有するものであつたことは今更ら縷説するの要なき所であらう。東印度貿易の特性は貴金屬を夥しく吸收するにある。貴金屬印度流出の危険は、過去二千年間に於ける印度産物購入國の大多數に取つて不斷の苦惱の種であつた。羅馬帝國の衰亡は少くとも或る程度迄は東洋に對する這箇貴金屬の流出に歸せられ得るものと觀てゐる學者も存する。英國は其の印度貿易の開始當時よりして、早く正金流出の恐怖を感じ、而して東印度會社による金銀の輸出に關して嚴重なる規制を設けて居つた。エドワード三世は一千三百三十五年及び三十九年を以つて、何人と雖も、許可なくして銀若しくは金を國外に輸出することを得ざる旨を規定した。(昭和七年版拙著『重商主義經濟學說研究』二、六五頁參照)。一千六百年十二月三十一日を以つてエリザベス女王の與へたる英國東印度會社の免許狀は、最初の航海に對しては、三萬磅の高迄西班牙若しくは其の他の外國銀貨又は同會社によつて提供せられたる延金若しくは地金か